

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

5 第 1 請求

被告は、A及びBに対し、3000万円及びこれに対する令和3年11月5日から支払済みまで年3分の割合による金員を連帯して支払うよう請求せよ。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

10 本件は、山口県a郡b町（以下、単に「町」ということがある。）の住民である原告らが、①町立病院に歯科医師として勤務しているA（以下「本件医師」という。）が、その診療過程において発生した町有財産となる歯科金属スクラップ（以下、単に「スクラップ」という。）を許可なく売却してその対価を領得したこと（以下「本件横領」という。）により（以下、この理由による部分を指して「第1事件」という。）、②町の病院事業管理者（以下、単に「管理者」という。）であるB（以下、執行機関として摘示する場合には「被告」という。）が、スクラップを適正に保管するなどの義務に違反したことにより（以下、この理由による部分を指して「第2事件」といい、同事件と第1事件を併せて「両事件」という。）、それぞれ町に損害を与えたとし、被告は、両事件における共同
15 不法行為に基づく損害賠償請求権（以下「本件損害賠償請求権」という。）の行使を違法に怠ったと主張して、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、本件医師（第1事件）及びB（第2事件）に対して連帯して3000万円及びこれに対する令和3年11月5日（不法行為の後の日）から支払
20 済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める事案である。

- 2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨に

より容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも b 町に居住する住民である (甲 1、弁論の全趣旨)。

イ 被告 (B) は、町の病院等事業の管理者であり、地方公営企業法 8 条 1
5 項により、その職員に対する賠償命令の執行機関とされる者である (乙 1、
2)。

ウ 本件医師は、平成 13 年 4 月以降、町立 c 歯科 (以下「本件歯科」とい
う。) において歯科医師として勤務していた者である (甲 10)。

(2) 住民監査請求

10 原告らは、令和 5 年 1 月 22 日、町の監査委員に対し、地方自治法 24
2 条 1 項に基づき、被告が違法又は不当に本件損害賠償請求権の行使を怠っ
たとして、監査請求 (以下「本件監査請求」という。) を行ったところ、同監
査委員は、令和 6 年 1 月 18 日、本件監査請求を棄却した (甲 1)。

(3) 本件訴訟の提起

15 原告らは、令和 6 年 2 月 15 日、被告が違法に本件損害賠償請求権の行使
を怠ったとして、本件訴訟を提起した。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

20 本案前の争点は、本件監査請求が監査請求前置をみたすか (具体的には、本
件監査請求は監査請求期間を徒過しているか、原告らに監査請求をなしえない
「正当な理由」 (地方自治法 24 条 2 項ただし書) があったといえるかであ
る。) であり、本案の争点は、第 1 事件及び第 2 事件の損害賠償請求の成否であ
る。

(1) 本案前の争点について

(原告らの主張)

25 両事件とも、本件横領があった日又は終わった日については、町長が本件
損害賠償請求権を行使しない旨を事実上表明した日である令和 5 年 5 月 17

日であると解すべきであり、仮にこれが認められないとしても、本件医師が懲戒処分を受けた日である令和4年12月27日と解するのが相当であるから、本件監査請求は1年の監査請求期間内に行われている。

仮に両事件に係る本件監査請求が監査請求期間を徒過していたとしても、
5 徒過したことにつき、「正当な理由」がある。すなわち、本件は、町の職員ら
に対する損害賠償請求権の行使の問題であり、地方公共団体の支出自体に影響を与えないといった事情を踏まえると、本件においては期間制限を厳格に
10 解さなくとも法的安定性を害することはなく、「正当な理由」の有無については可能な限り緩やかに解すべきである。また、本件において、町の住民が客
観的に監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることが
できたのは、町の依頼を受けた顧問弁護士の報告書が提出され（令和4年1
1月30日）、あるいは、本件医師に対して懲戒処分がされた日（同年12月
27日）以降と解するのが相当であり、その時点から本件監査請求までの期
間は、監査委員を説得するために必要な資料の入手に要する一般的な期間と
15 して是認されるべきであるから、仮に第1事件に係る本件監査請求が監査請
求期間を徒過していたとしても、徒過したことにつき、「正当な理由」がある。

（被告の主張）

第1事件においては、違法な行為の具体的な時期は明らかではないものの、
怠る事実に係る損害賠償請求権の発生原因たる本件横領があった日又は終わ
20 った日は、b町病院事業局（以下、単に「病院事業局」という。）が本件歯科
からスクラップを回収した日である令和3年11月5日と解するのが相当で
ある。また、怠る事実（第1の怠る事実）が違法であることに基づいて発生
する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（第2の怠る
事実）とした上で、第2の怠る事実を対象とする監査請求がなされたときは、
25 当該監査請求については、第1の怠る事実の終わった日を基準として1年の
監査請求期間の制限に服するものと解すべきであり、終わった日は、病院事

業局が本件歯科からスクラップを回収した日である同日と解するのが相当である。よって、両事件に係る本件監査請求は、監査請求期間を徒過して行われたものである。

原告らは、令和4年9月8日の時点では、自らが情報公開等によって入手した資料や、近隣の歯科医院におけるスクラップの量からの推計によって、
5 本件歯科において約3000万円分のスクラップが不明になっている事実を
現に認識していたのであるから、どれほど遅くとも同日の時点において、客
観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件医師の財務会計上の行為の存
在及び内容を具体的に認識し得たといえ、この時点から約1年2か月後にな
10 された本件監査請求には、「正当な理由」がない。

(2) 本案の争点について

(原告らの主張)

病院事業局は、令和3年11月5日、本件歯科の平成13年4月以降の診療過程において発生し、同歯科が保管するに至ったものとして、約5.5kg
15 gのスクラップを同歯科から回収した。しかし、この総量は、平均的な歯科
医院で生じるスクラップの量や、その後の一定の期間内に本件歯科で排出さ
れたスクラップの量と比較すると明らかに少量であるから、本件医師が、同
歯科が保管していたスクラップを町の許可なく売却し、その対価を領得して
いたと認められる。そして、本件医院がスクラップを出し始めた平成13年
20 4月から令和3年10月までのスクラップの量は約30Kgと推定でき、そ
の間のスクラップの価格は3000万円をくだらない。

このような本件医師の行為は、Bと共に共同不法行為を成立させるものであり、その際の遅延損害金は、スクラップ回収日である令和3年11月5日から発生すると解するのが相当であるのに、被告はかかる損害賠償請求権を
25 行使することを違法に怠った。また、Bは、管理者として、本件歯科の診療過程において発生したスクラップを適正に保管及び換価する義務を負ってい

たところ、このような義務を尽くしていれば、本件医師が本件横領に及ぶことを防止することができたのに、これを怠った。

このようなBの不作为は、本件横領について本件医師と共に共同不法行為を成立させるものであるのに、被告はかかる損害賠償請求権を行使することを違法に怠った。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 認定事実（前提事実、後掲の証拠（特記しない限り、枝番のあるものは各枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により認められる事実）

- (1) 本件の端緒

a 郡歯科医師会会長である原告Cは、令和3年10月1日、病院事業局の職員と会談し、同医師会内で本件医師による不正経理の疑いがあるとして、本件歯科における診療過程で発生したスクラップの売却収入の計上の有無について調査すべきである旨を伝えた。当該職員は、同月18日、原告Cに対し、本件医師が本件歯科に採用された平成13年4月以降、同歯科にスクラップの売却実績はなく、一度も病院収入に計上していなかったとの調査結果を報告した（乙12、弁論の全趣旨）。

- (2) 本件歯科に対する調査等

ア 原告C及び病院事業局の職員数名は、令和3年11月5日、本件歯科を訪れ、スクラップの所在を調査したところ、同歯科の診療室等から合計5.5kgのスクラップを発見した。当該職員らは、当該スクラップを回収した。回収されたスクラップの中に、換金性の高い金歯、金冠、金合金は含まれていなかった。（乙12、弁論の全趣旨）

イ その後、本件歯科における診療過程から発生したスクラップの全てについては、病院事業局がこれらを回収したか、患者に返却された（甲3の2、

4、乙12、弁論の全趣旨)。

(3) その後の経過

5 ア Bは、令和3年12月3日、原告Cに対し、本件医師が、同年11月5日に本件歯科から回収されたスクラップ（前記(2)ア）が同歯科内における20年間の貯蓄量であること、金歯や金冠等は全て患者に返却しており、スクラップを東日本大震災の被災地に寄附したこともあるが、詳細は覚えていないなどと説明している旨を報告した（乙3の4、弁論の全趣旨）。

10 イ 町長は、令和4年2月17日、原告Cを含む者らに対し、スクラップについては規約がなかったので帰属先がなく、本件医師を罪には問えないなどと発言した（乙3の4、弁論の全趣旨）。

15 ウ 令和4年6月22日に開議された町議会において、本件歯科におけるスクラップの問題が議題として取り上げられ、町議会議員が、病院事業局ないし管理者である被告に対し、標準的な歯科医院から回収されるスクラップの量や本件歯科の年間診察診療者数に照らすと、同歯科から回収されたスクラップは金額にして5000万円程度不足しているのではないかなどと追及したが、被告は、現状ある量が全てということで判断しているなどと説明した（甲5）。

20 エ 原告Cは、令和4年9月8日、a郡歯科医師会会長名義で、町長及び町議会議長に対し、本件歯科の20年間の総量として回収されたスクラップは、同規模の歯科医院と比べて、量として約15kg、売却益として3000万円もの差があると指摘した上で、厳正な調査と原因究明を要望する旨を記載した「要望書」を提出した。全国紙の発行主体である株式会社朝日新聞社は、その翌日である同月9日、当該要望書に記載された上記の指摘の内容等を掲載した記事を配信した。（甲6、乙13）

25 オ 町長は、令和4年8月頃、町の顧問弁護士に対し、本件歯科におけるスクラップに関する調査を依頼した。当該弁護士は、同年11月30日、本

件歯科において保管されていたスクラップが他の歯科医院と比べて少量であったことから、本件医師が本件歯科に保管されていた町有財産であるスクラップを私的に売却したと断定することはできないものの、本件医師がこれを東日本大震災の被災地に寄附したと認定しても問題ないと考えられ、これは町有財産の不適正処理であって、懲戒処分が妥当である旨を記載した報告書を作成した。(甲 2、弁論の全趣旨)

カ 病院事業局は、令和 4 年 1 2 月 2 7 日、本件医師に対し、同人は、被告の許可なく、病院事業局の財産であるスクラップを東日本大震災の被災地に寄附したとして、懲戒処分を行った (甲 8)。

2 本案前の争点について

(1) 本件監査請求は監査請求期間を徒過しているかについて

ア 地方自治法 2 4 2 条 2 項は、監査請求の対象たる違法又は不当な財務会計行為があった日又は終わった日から 1 年を経過したときは監査請求をすることができないものと規定しているところ、財産の管理を怠る事実を対象としてされた監査請求の場合であっても、特定の財務会計行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって当該怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として地方自治法 2 4 2 条 2 項の規定を適用すべきものと解するのが相当である (最高裁昭和 5 7 年 (行ツ) 第 1 6 4 号同 6 2 年 2 月 2 0 日第二小法廷判決・民集 4 1 卷 1 号 1 2 2 頁、最高裁平成 1 7 年 (行ヒ) 第 3 4 1 号同 1 9 年 4 月 2 4 日第三小法廷判決・民集 6 1 卷 3 号 1 1 5 3 頁参照)。

本件では、前提事実(2)のとおり、①本件医師が行った本件横領、②B が本件歯科の業務に伴って発生するスクラップの管理を怠ったことに基づいて発生する不法行為に基づく損害賠償請求権の違法又は不当な不行使

をもって、財産の管理を怠る事実として本件監査請求が行われているのであるから、地方自治法 242 条 2 項の適用があるというべきである。

イ 第 1 事件に係る監査請求期間の起算点について

第 1 事件に係る本件監査請求の対象とされた財務会計行為の発生原因は、平成 13 年 4 月頃から令和 4 年まで（もっとも、具体的にどの時点を終期としているのかについては判然としない。）の間に行われた本件医師による本件横領である（前提事実(2)、甲 1）。

ここで、認定事実(2)アのとおり、病院事業局の職員らが令和 3 年 11 月 5 日に本件歯科のスクラップの所在を調査したところ、本件医師の指示のもと、本件歯科の施設内で合計 5.5 kg のスクラップが発見され、これは回収され、その後に同歯科が保管するに至ったスクラップについても、認定事実(2)イのとおり、適宜に回収ないし返還されているものと認められ、また、本件医師が同施設外でスクラップを保管し、同日以降売却したことをうかがわせるような事情は認められない。そうすると、本件医師が本件歯科の治療の過程で出たスクラップを売却した事実（公有財産の処分）があったとしたとしても、その行為の最終の日は、令和 3 年 11 月 5 日であると認められ、原告らにおいてもその前提で主張している。

よって、被告が第 1 事件に係る本件損害賠償請求権の行使を怠ったという事実に係る監査請求期間の起算点は、当該怠る事実に係る請求権の発生原因たる本件医師による本件横領の終わった日である令和 3 年 11 月 5 日と解すべきである。

ウ 第 2 事件に係る監査請求期間の起算点について

第 2 事件に係る本件監査請求の対象とされた財務会計行為との関係における第 1 の怠る事実は、B が本件歯科の業務に伴って発生するスクラップの管理を怠ったことであり（前提事実(2)、甲 1）、これに対応する第 2 の怠る事実は、当該 B の行為に基づいて発生する不法行為に基づく損害賠償請

求権の不行使である。そして、この第1の怠る事実たるBが管理を怠った行為の終わった日は、上記イで認定説示したところと同様に、令和3年1月5日であると認められる。よって、被告が第2事件に係る本件損害賠償請求権の行使を怠ったという怠る事実に係る監査請求期間の起算点は、

5

エ 原告らの主張について

原告らは、本件の監査請求期間の起算点は、Bが、損害額の確定が困難であるために本件医師に対する損害賠償請求を行うことはしていないと回答した令和5年5月17日の時点、又は、本件医師が懲戒処分を受けた令和4年12月27日（認定事実(3)カ）の時点とすべきであると主張する。

10

しかし、監査請求期間の起算点については、上記に説示したとおりであるうえ、上記の認定事実のほか、本件の証拠から認められるその余の事情に照らしても、原告らが主張する各時点以前において、本件医師が本件横領を行ったことを理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権を行使することができなかったと認めるべき事情は認められないのであるから、原告らの主張は採用できない。

15

オ 小括

以上のとおりであるから、令和3年1月5日から2年余りが経過した令和5年11月22日にされた第1事件及び第2事件に係る本件監査請求（前提事実(2)）は、監査請求期間を徒過するものと認められる。

20

(2) 争点2（「正当な理由」の有無）について

ア 判断の枠組み

地方自治法242条2項ただし書が定める「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求を

25

したかどうかによって判断するのが相当である（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁、最高裁平成10年（行ツ）第69号、第70号同14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照）。

5 イ 「正当な理由」の有無について

第1事件に係る本件監査請求の対象とされた財務会計行為の発生原因は、平成13年4月頃から令和4年までの間に行われた本件医師による本件横領であるところ、本件横領に関わる経過としては、令和4年6月22日に開議された町議会において、本件歯科におけるスクラップの問題が議
10 題として取り上げられ、町議会議員が、病院事業局等に対して本件歯科から回収された当該スクラップの不足を指摘していること（認定事実(3)ウ）のほか、同年9月9日には、全国紙を発行する新聞社が、原告Cの町長に対する当該スクラップの不足に係る指摘や調査、原因究明の要望を掲載した記事にして配信するに至っていること（認定事実(3)エ）が認められる。

15 こうした本件横領に関わる経過に鑑みると、町の住民である原告らは、遅くとも、上記の記事が配信された令和4年9月9日までには、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件医師による本件横領の存在及び内容を知ることができ、また同様にBによる財産の管理の懈怠の存在及び内容を知ることができたと解されるものというべきである。
20

そして、原告らは、同日から1年2か月余りが経過した後である令和5年11月22日に本件監査請求を行っているのであるが、原告らの中には、本件歯科に対する調査等に携わり（認定事実(1)、(2)ア）、上記の町長に対する指摘や要望をした原告Cが含まれていることや、本件医師による本件横
25 領を理由として監査請求をする際の法的な枠組みの検討の難易にも鑑みると、かかる期間は、上記アにいう相当な期間内に当たるとはいえず、し

たがって、第1及び第2事件に係る本件監査請求が監査請求期間を徒過したことにつき、地方自治法242条2項ただし書が定める「正当な理由」があると認めることはできない。

(3) 原告らの主張について

5 原告らは、町の住民が客観的に監査請求をするに足りる程度に本件横領の存在等を知ることができたのは、町の依頼を受けた顧問弁護士が報告書を提出した日（令和4年11月30日）か、本件医師に対して懲戒処分がされた日（同年12月27日）といった時点以降であって、それらの時点から監査請求に至るまでは、監査委員の説得に必要な資料の入手に要する一般的な期間であると主張する。

10 15 20 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

しかし、そもそも、監査請求においては、対象とする当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すれば足り（最高裁平成元年（行ツ）第68号同2年6月5日第三小法廷判決・民集44巻4号719頁参照）、当該行為等の存在や違法性又は不当性を裏付ける資料の証拠力の有無は、監査において初めて明らかになるものであって、監査請求時に厳密な違法性等の立証まで要求されていないものと解するのが相当である。しかるところ、住民において当該行為の違法性等の有無を判別し得る手掛かりを全く欠いていた場合は格別、監査委員を説得するための資料の収集に要する期間を「正当な理由」の有無の判断において過大に考慮すべきではない（そして、本件においては、原告らが令和4年9月9日時点でその違法性等の有無を判別し得る手掛かりを全く欠いていた状況にあったとは認められず、かえって、原告Cは、同日までに、本件歯科から回収されたスクラップの量が同規模の歯科医院と比べて少量であるとの指摘をなし得ている（認定事実(3)エ)。）。

25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

なお、原告らが主張する時点である令和4年12月27日を前提としたとしても、同日から本件監査請求までに11か月余りを要しているのであって、

これが上記(2)アにいう相当な期間内に当たるともいえない。

したがって、上記の原告らの主張は、採用できない。

3 まとめ

5 これまでの検討によれば、両事件に係る本件監査請求はいずれも、監査請求
期間を徒過してされたものであり、その徒過したことに「正当な理由」がある
とは認められないのであるから、不適法な監査請求であったといえる。

しかるところ、本件訴えはいずれも、適法な監査請求を経ずに提起された不
適法な訴えである。

10 なお、本件監査請求においては、監査委員は、監査請求としての形式的要件
を満たしていると解した上で、これを棄却しているが、かかる監査委員の判断
の存在によっては上記の結論は左右されない（最高裁昭和62年（行ツ）第7
6号同63年4月22日第二小法廷判決・集民154号57頁参照）。

第4 結論

15 以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、本件訴えはいずれも不適
法であるから、いずれも却下することとし、主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 秋 信 治 也

20

裁判官 石 本 慧

25

裁判官 小 西 大 地